確認書

　私は、文京区すまいる住宅の登録にあたり、区から次の説明を受け承知しました。

〇住宅登録要件（加算項目含む。）

〇住宅オーナー謝礼の支払い時期（９月と３月の年２回）、入居状況報告書の提出

〇入居者の資格要件

・区に認定された高齢者等が入居した際に謝礼対象となること。

・世帯構成の変更等により、入居者がすまいる住宅の対象世帯に該当しなくなったときは、入居中でも謝礼の支払いが終了となること。

〇住まいの協力店について

　　区に住宅を登録する際の仲介者、賃貸借契約上の仲介者は他の不動産事業者でもかまわないこと。

〇区が提供できるサービス

◆見守り電球の設置と費用補償

　すまいる住宅入居者用見守りサービスハローライトのチラシのとおり。

※異常検知時の安否確認を区が行うものではありません。

※見守り電球の設置前に住居内死亡があった場合は、費用補償の対象外となります。

◆緊急通報装置の設置

　ALSOK緊急通報サービスご利用のしおりのとおり。

◆ライフサポートアドバイザー（LSA）による生活相談

　月に１回程度のお伺い連絡や随時の生活相談により入居者の状態を把握し、必要に応じて医療機関や福祉サービスの紹介をすること。（あくまでも本人の意思が尊重されるものであり、強制することはできません。）

〇区が対応できないこと

　◆入居者管理業務

（家賃徴収、入居者との折衝や苦情対応、残存家財の処分、退去交渉等）

◆民間賃貸住宅の賃貸借契約上のトラブル

◆その他、文京区すまいる住宅登録事業実施要綱に定めのないこと。

文京区長殿

令和　　年　　月　　日

登録住宅

　家主住所

　家主氏名